

守口市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育を支える保育士の人材確保を図るため、保育士の宿舎を借り上げるための費用の一部を補助する守口市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所をいう。
- (2) 幼稚園型認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第1項又は第3項の認定を受けた幼稚園をいう。
- (3) 保育所型認定こども園 認定こども園法第3条第1項の認定を受けた保育所をいう。
- (4) 幼保連携型認定こども園 認定こども園法第2条第7項に規定する認定こども園（同法第34条に規定する公私連携幼保連携型認定こども園を含む。）をいう。
- (5) 小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（小規模保育C型を除く。）をいう。
- (6) 事業所内保育事業 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。
- (7) 保育所等 保育所、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業及び事業所内保育事業をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、市内において保育所等を経営する者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 保育所等を経営する者が雇用した保育士（以下「補助対象保育士」という。）を自己が借り上げた宿舎に居住させていること。
- (2) 保育士の研修への積極的参加を図るなど保育士の就業の継続に努めていること。

(補助対象保育士)

第4条 補助対象保育士は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 保育所等に採用された日から起算して7年以内の者で、次条に規定する施設に入居しているもの（ただし、平成24年度以前から次条に規定する施設に入居している者は除く。）
- (2) 市内の保育所等で月20日以上かつ1日6時間以上の保育に従事している者で、当該保育所等を適用事業所とする社会保険の被保険者であるもの
- (3) 世帯主又はこれに準ずる者

2 前項の規定にかかわらず、本市を管轄する職業安定所において補助対象年度の前年度及び前々年度の1月における職業安定業務統計（厚生労働省）による保育士の有効求人倍率が2未満となる場合（ただし、令和5年度に限り、令和3年度及び令和4年度の4月1日時点における本市の待機児童数が50人以上である場合を除く。）、補助対象保育士は、保育所等に採用された日から起算して5年以内の者で次条に規定する施設に入居しているもののうち、前項第2号及び第3号のいずれにも該当する者とする。

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、補助対象保育士としないものとする。

- (1) 補助対象事業者から、補助対象保育士に対して住居手当等を支給している場合
- (2) 補助対象保育士と同居する者が事業者から住居手当等を受給している場合
- (3) 補助対象保育士が施設長、主幹保育教諭又はこれに類する管理業務に従事しており、保育業務に専念していない場合（補助対象施設）

第5条 補助金の交付の対象となる施設は、次の各号のいずれにも該当する施設とする。

- (1) 補助対象保育士を居住させるため補助対象事業者が借り上げている居住用の家屋及び当該家屋に付帯する工作物その他施設（ただし、駐車場及び駐輪場を除く。）
- (2) 補助対象事業者又は補助対象事業者の代表若しくは理事等事業者の役員が所有する施設及び補助対象事業者の親族その他利害関係者の所有物件ではないこと。
（補助対象経費）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象保育士の宿舍借り上げに係る当該年度における費用のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 賃借料
- (2) 共益費及び管理費
- (3) その他市長が認めるもの
(補助金の算定)

第7条 市長は、補助対象経費と別表左欄に掲げる補助基準額を比較し、いずれか低い方の額に同表右欄に掲げる補助率を乗じて得た額を補助対象事業者に補助することができる。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。
- 3 補助対象事業者が、補助対象保育士から賃借料等を徴収している場合は、前条各号に掲げる額の総額と賃借料等の差額分を補助対象経費とする。
- 4 補助対象経費のうち、補助対象保育士を居住させている日数が1月に満たない場合の賃借料等の額に当たっては、その月の居住させている現日数を基礎として、日割り計算により計算するものとし、日割りによって計算して得た額を補助対象経費とする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、守口市保育士宿舎借上げ支援事業補助金交付申請書を市長が別に定める日までに、補助対象保育士の勤務する施設ごとに、市長に提出しなければならない。ただし、申請者が市外に保育士の宿舎を借上げる場合は、その理由を付さなければならない。

(交付決定)

第9条 市長は、前条に規定する守口市保育士宿舎借上げ支援事業補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと決定したときは、守口市保育士宿舎借上げ支援事業補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をする場合においては、交付の目的を達成するため必要な範囲内で、条件を付することができる。

(補助金の概算払の請求)

第10条 市長は、必要と認めるときは、前条第1項の規定により決定した交付額について概算払をすることができる。

2 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、概算払を受けようとするときは、交付決定後速やかに守口市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

（補助金の概算払）

第11条 市長は、前条第2項の規定による概算払の請求があったときは、当該請求があった日から起算して30日以内に補助金の概算払をするものとする。

（変更交付申請）

第12条 補助事業者は、補助金の交付決定後、第8条の規定による申請の内容を変更して変更交付申請を行う場合には、守口市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金変更交付申請書を、同条に定める申請手続に従い、市長が別に定める日までに提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する守口市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金変更交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認すべきものと認めたときは、守口市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金変更承認通知書により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、守口市保育士宿舎借り上げ支援事業が完了したときは、速やかに実績報告書を市長に提出しなければならない。

（額の確定）

第14条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、守口市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

（請求）

第15条 補助事業者は、前条に規定する確定通知書の送付を受けたときは、市長が別に定める日までに、市長に請求書を提出するものとする（第10条の概算払の額と前条の確定通知の額に、差が生じない場合を除く。）。

（交付）

第16条 市長は、前条の請求書の提出があったときは、速やかに補助事業者に対し、補助金を交付するものとする。

（精算）

第17条 補助事業者は、第10条の規定による概算払により補助金の交付を受けた場合において、当該補助金の額と第14条の規定により確定した補助金の額に差があるときは返還しなければならない。

(交付決定の取消し)

第18条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助対象事業者でなくなったとき。
- (2) 不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (4) この要綱に違反したとき。
- (5) その他市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、補助金の交付決定の取消しを行ったときは、理由を付して補助事業者に守口市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付決定取消通知書により通知するものとする。

(補助金の返還)

第19条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に補助事業者に交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(実地調査等)

第20条 市長は、補助金の適正かつ円滑な執行を図るため、職員に実地調査を行わせ、又は補助事業者に必要な書類の提出を求めることができる。

(帳簿等の整備及び保管)

第21条 補助事業者は、経理の状況を常に明確にし、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を10年間保存しなければならない。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、補助金主管部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年12月10日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 第4条第2項の規定にかかわらず、令和元年度に限り、保育所等に採用された日から起算して5年を超え10年以内の者で第5条に規定する施設に入居しているもの（ただし、平成24年度以前から第5条に規定する施設に入居している者は除く。）のうち、第4条第1項第2号及び第3号のいずれにも該当する者を補助対象保育士に加えるものとする。
- 3 本市が第4条第2項第1号及び第2号のいずれにも該当する場合であって、前項の規定により補助対象保育士に加えることとなる保育士に係る補助金を算定する場合における別表の適用については、同表中「3／4」とあるのは、「1／2」と読み替えるものとする。
- 4 令和元年度から引き続き令和4年度において第4条の規定により補助対象保育士となった者であって、令和5年度も引き続き同条の規定により補助対象保育士となるもののうち、引き続き同じ宿舎に入居している者に係る補助金を算定するときにおける別表の適用については、同表中「61,000円」とあるのは、「82,000円」と読み替えるものとする。
- 5 令和5年度に限り、次の表の第1欄に掲げる者に対する第4条の規定の適用については、同表の第2欄に掲げる規定中同表の第3欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第4欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

令和2年度において第4条の規定により補助対象保育士となった者	第4条第1項第1号	7年	10年
令和3年度において第4条の規定により補助対象保育士となった者	第4条第1項第1号	7年	9年
令和4年度において第4条の規定により補助対象保育士となった者	第4条第1項第1号	7年	8年

附 則

この要綱は、令和元年10月31日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年2月7日から施行し、改正後の守口市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱の規定は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年3月22日から施行し、改正後の守口市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年6月16日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の守口市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日以後に要した補助対象経費に係る補助金について適用し、同日前に要した補助対象経費に係る補助金については、なお従前の例による。

別表 (第7条関係)

補助基準額	補助率
1戸当たり月額61,000円	3 / 4

備考

補助対象保育士を居住させている日数が1月に満たない場合の補助基準額の額に当たっては、その月の居住させている現日数を基礎として、日割り計算により計算するものとし、日割りによって計算して得た額を補助基準額とする。